

第74回青梅市“社会を明るくする運動”  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
実施要領

青梅市推進委員会

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である。

本要領は、“社会を明るくする運動”の趣旨を広く市民に理解していただくため、地域の人々との連携を図り、青梅市内における本運動を効果的かつ有機的に推進していくために定めるものである。

1 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ア 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- イ 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

(2) 重点事項

急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、次のことに力を入れて取り組む。

- ア 誰もが抱える問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを信じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であることについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- イ 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ウ 同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、

協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図る  
ほか、積極的な広報等により、なり手を増やすための取組

エ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行を  
した人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要  
な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

オ 犯罪や非行が起こらないよう、こどもや若い人たちの健やかな成長を  
期する取組

## 2 運動の期間（強調月間）

令和6年7月1日から令和6年7月31日までの1か月間

ただし、近年の気候変動の影響による夏季の気温上昇を踏まえ、広く国民  
の参加を促す本運動の主旨に鑑み、必要に応じて取組を効果的かつ安全に実  
施するための実施時期・方法等を工夫することとする。

## 3 主唱

法務省

## 4 組織（青梅市推進委員会の構成団体は、次のとおりとする。）

青梅市、青梅市教育委員会、西多摩地区保護司会青梅分区、青梅・奥多摩  
更生保護女性会、青梅警察署、青梅市防犯協会、青梅市社会福祉協議会、青  
梅市民生児童委員合同協議会、青梅市自治会連合会、市内小学校校長会、市  
内中学校校長会、市内小学校PTA連合会、市内中学校PTA連合会、市内  
高等学校、青少年対策地区委員会、青少年専門相談員、少年補導員、青梅母  
の会、青梅商工会議所、東京都石油商業組合、青梅市料飲組合、青梅市保育  
園連合会、青梅私立幼稚園協会、公益社団法人青梅法人会

計24団体

## 5 運動の方法

“社会を明るくする運動”として犯罪や非行の防止と更生の援助という  
運動の趣旨を参加者が十分理解できるように配慮しつつ、実施に当たっては、  
これまでの実績を考慮するとともに、次項に規定する実施項目を関係機関・  
団体等の積極的な参加・協力を得て、各地区の実情に応じた効果的方法によ  
り本運動を展開する。

## 6 実施項目

- (1) 広報おうめ・市ホームページ等による啓発
- (2) 市役所ロビーにおける啓発（啓発コーナーを設置）
- (3) 駅頭・街頭、イベント等における啓発（リーフレット、ティッシュ、絆創膏等を配布）
- (4) 各構成団体による本運動の周知と協力
- (5) 支会単位の各地区毎のミニ集会開催
- (6) 学校との連携
- (7) 関係団体との協調
- (8) 東京都推進委員会の小・中学生作文コンテストへの協力
- (9) ポスター・横断幕の掲出

## 7 事務局

青梅市健康福祉部地域福祉課内

以 上

**第74回青梅市“社会を明るくする運動”**  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
**主要行事**

- 1 広報おうめおよび市ホームページによる啓発  
広報“社会を明るくする運動”の記事を掲載するとともに、市ホームページにも記事を掲載する。
  
- 2 青梅市役所ロビーにおける啓発  
“社会を明るくする運動”の強調月間、中市庁舎1階ロビーに“社会を明るくする運動”啓発スペースを設置し、ポスター、のぼりを設置や、リーフレット、絆創膏、ティッシュ等を配布する（7月1日から7月12日まで）。  
また、7月1日から7月31日まで市庁舎南側ベランダに横断幕を掲出する。
  
- 3 ポスターの掲出  
“社会を明るくする運動”の強調月間中、市施設、市内小中学校および市内自治会の各掲示板へ啓発用ポスターを掲示する。
  
- 4 街頭、イベント等の啓発活動  
啓発リーフレット、ティッシュ、絆創膏、ぬりえ等啓発グッズの配布、展示
  - (1) 「おうめ健康まつり」での啓発  
ア 日時 令和6年6月2日（日）午前10時～正午  
イ 場所 青梅市役所本庁舎
  - (2) 市内駅周辺等での啓発  
ア 日時 令和6年7月1日（月）午後4時30分～午後5時30分  
イ 場所 JR青梅駅周辺、JR東青梅駅周辺、JR河辺駅・中央図書館  
周辺およびTAIRAYA吉野店周辺
  - (3) お～ちゃんフェスタでの啓発  
ア 日時 令和6年9月15日（日）午前10時～正午  
イ 場所 青梅市役所本庁舎

(4) 青梅市産業観光まつりでの啓発

ア 日時 令和6年11月3日(日) 午前10時～午後4時

イ 場所 青梅市役所

6 地区座談会の開催

各地区の保護司は、自治会および青少年対策地区委員会等と共催し、座談会(ミニ集会を含む。)を開催する。